

第三章の二 負担金 (第十四次改正・章追加)

(負担金の割合等)

第十七条の二

3 業務規定で定める地方公共団体にあつては、別表第二下欄に掲げる割合(同表上欄に掲げる職員の区分のうち当該地方公共団体の種類に応じ業務規定で定める職員の区分(以下この項において「職員区分」という。)に係るものに限る。)は、職員区分に応じ、当該職員区分に係る収支率(当該事業年度の前事業年度前三事業年度の間における当該地方公共団体の当該職員区分の職員に係る第一号に規定する支給額と当該職員に係る第二号に規定する支給額の合計額を当該三事業年度の間における当該職員に係る業務規定で定めるところにより算定した負担金の額で除して得た割合をいう。)が当該職員区分に係る基準値(業務規定で定めるところにより算定した値をいう。)を上回り、又は下回る場合には、業務規定で定めるところにより、百分の二十の率の範囲内で、引き上げ又は引き下げた割合とする(注1)。

(概算負担金の算定)

第十七条の三 地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)第四十二条に規定する概算負担金は、前々年度の決算に計上された別表第二上欄に掲げる職員の区分ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ同表下欄に掲げる割合(メリット制適用団体は注1の率)を乗じて得た額にそれぞれ理事長が定める率(注2)を乗じて得た額を合計して算定するものとする。

2 地方公共団体等が廃置分合された場合における概算負担金については、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。(第十五次改正・一部)

メリット制適用団体名 呉市 (注1)

貴団体における定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ又は引き下げられた定款別表第二下欄に掲げる割合

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合 (x) × (y)
義務教育学校職員	
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の 1.07
警察職員	
消防職員	千分の 2.8175
電気・ガス・水道事業職員	千分の 1.485
清掃事業職員	千分の 3.553
その他の職員	千分の 1.296

令和6年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、各経理単位及び職員の区分ごとに次のとおりとする(注2)

(普通補償経理)

義務教育学校職員	1.022	運輸事業職員	1.012
義務教育学校職員以外の教職員	1.042	清掃事業職員	0.999
警察職員	1.015	船員	1.035
消防職員	1.017	その他の職員	1.036
電気・ガス・水道事業職員	1.017		

ただし、これらの率により難しい場合には、理事長が別に定める率とすることができる。